

あじす

2000
1/20

お知らせ版

山口きらら博まで
あと541日



いつまでも究極の
アンデルセンを
追い求めて



「こより」って知っていますか？ 若い人には、聞き慣れないことばかもしれませんが。いわば、和紙で作ったとじひもです。これを広告紙で編み、うまく組み合わせて、いろいろな小物を作るのがパーパークラフトです。今月の達人は、いつまでも究極のアンデルセン（こよりづくりの形の一種）を追い求めている松本俊さん（旦北区）です。

こよりを編むのは、力と慣れが必要で、若い人にはあまり向かないかもしれません。でもこよりの編み方を工夫するのは、頭の回転を良くしてボケ防止にもなります。松本さんは、十五年以上前から独学で編み方を研究。思ったとおりの躍動感のある静物が出来上がった時は、とても生き甲斐を感じると言われています。

また、毎年千支（今年は辰）の作品を町に寄贈されており、玄関ロビーに飾ってあります。役場に來られた際、ちよつと足を止めて素晴らしいできばえを見られてはいかがでしょうか。

町役場の申告相談 二月十六日(水)～三月十五日(水)

町民税・所得税の申告はお早めに



合計額が、所得控除の合計金額を超える人

町では、町県民税と所得税の申告を二月十六日から三月十五日まで、昨年同様に電子計算機(コンピュータ)による申告相談を行います。

申告相談を受ける人は、提出用の申告書にはいっさい記入しないで、控え用の申告書と収支内訳書を作成し、その他必要書類と併せてお持ちください。

①確定申告をしなければならぬ人

《事業所得や不動産所得

などがある場合》

平成十一年中の所得金額の

《サラリーマンの場合》

①給与の年収が二十万円を超える人

②給与所得および退職所得以外の所得の合計が二十万円を超える人

③給与を二か所以上からもらっている場合は、従たる給与の収入と②の合計が二十万円を超えている人

④同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃借料などを受け取った人

⑤源泉徴収されていない給与をもらっている人

②住民税(国民健康保険税)の申告をしなければならない人

次のような人は住民税の申告をしなければなりません。(ただし、所得税の確定申告をした人は、住民税の申告をする必要はありません。)

①事業(農業含む)、配当、不動産などの所得がある人

②給与所得のほか土地・家賃などの不動産や農業、配当などの所得がある人(住民税では、所得が少額「二十万円以下」であっても必ず申告しなければなりません。)

③サラリーマンで、年の途中に会社をやめた人

台風18号で被害を受けた方へ



より減失した住宅家財を除去するための費用」――「五万円」

【参考事項】災害関連支出を証明する領収書が必要です。損失額がその年で控除しきれない時は、翌年以降三年間に繰り越して控除できます。

◆災害免除法による方法

【対象資産】住宅または家財でその価額の二分の一以上の損害を受けた場合。

【所得税軽減額】

「所得金額」：「軽減額」

・五百万円以下：全額免除

・五百万円超七百五十万円以下：二分の一の軽減

・七百五十万円超一千万円以下：四分の一の軽減

【参考事項】原則として災害を受けた年分の所得金額が、一千万円以下の人に限られます。「災害を受けた資産の証明書」の添付が必要です。

【対象資産】生活に通常必要な資産に限られます。

【所得控除】次のイとロのうちいずれが多い方の金額です。

イ「差引損失額(損害金額ー保険料などで補てんされる金額)」ー「所得金額の一〇分の二」

ロ「差引損失額のうち災害関連支出の金額(災害に

774)へ

※問い合わせ 山口税務署

(☎)083-922-13

40)または山口税務相談

室(☎)083-922-2



問い合わせ

町税務課賦課徴収係

(16) 41111 (内) 121

(有) 2153

- ④ 給与所得または公的年金の所得のみの人で、社会保険料、生命・損害保険料、医療費などの控除を受けようとする人
- ⑤ 国保の被保険者であつて、平成十二年一月一日以降に転入した人
- ※ 申告をしないと、保険税の軽減や入院食事代の減額ができません。

申告相談日程

月	日	曜日	午 前 (9時～11時)	午 後 (13時～16時)	会 場	
2	14	月	還付申告相談受付		町 役 場 第 2・3 会 議 室	
	15	火				
	16	水				小古郷東・前山
	17	木	税 務 署 相 談 税務署から「来署依頼」のはがきが来た人は、 この日をご利用ください。			町公民館3階 大 講 堂
	18	金				
	19	土				
	20	日				町役場第2・3 会議室
	21	月	小 古 郷 南	北	祝	
	22	火	小 山 ・ 西 祝	南	祝	
	23	水	恵比須・築地	東 ・ 縄 田 北		
24	木	縄 田 南	中 村 ・ 西 条			
25	金	浜	寺河内・二の宮			
26	土					
27	日					
3	28	月	砂郷一・砂郷二	砂 郷 三		
	29	火	指 定 日 が	無 理 な 人		
	1	水	砂 郷 四	飛 石		
	2	木	沖 の 原	岩 倉 西		
	3	金	岩 倉 前	岩 倉 西 前		
	4	土				
	5	日				
	6	月	岩 倉 辻	岩 倉 上		
	7	火	旦 東	旦 西		
	8	水	旦 北	旦 門	松	
	9	木	岡	浜	表	
	10	金	赤 迫	井	関	
	11	土				
	12	日				
	13	月	野 口	河 内		
14	火	杖 川 ・ 源 河	向 井 関			
15	水	引野・仙在・青畑	指定日が無理な人			

農業所得の計算方法が変わります

農業所得のある人で、野菜や果実、転作作物等を販売（共販、市場出荷、百円市など）された方は、農業所得標準が適用できません。このため、農業所得の計算

方法が収支計算（収入から必要経費を差し引く）の方法に変わりますので従来のように「反あたりいくら」「販売額に對していくら」という計算ができないこととなります。上記に該当する方は、ご自分で収支計算書をつくって確定申告の際にご持参ください。

（収支計算書が必要な方は、町役場税務課においてあります。）
なお、水稲・麦・自家用野菜だけの農家は従来の計算方法と同じです。



確定申告に必要なもの

- ☐ 申告用紙（税務署から送付された人）
- ☐ 印かん（納税となる人は銀行の届出印）
- ☐ 昨年中の支払いのわかる証明書または帳簿書類
- ☐ 社会保険料、生命・損害保険料などの証明書
- ☐ 源泉徴収票や支払い証明書
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などを受けている人は、その手帳
- ☐ その他所得の計算に必要な書類
- ☐ 還付を受けるための銀行などの通帳

還付申告受付

二月十四日から

確定申告をしなくてもよい人でも、医療費控除や住宅取得特別控除などを受ける場合や、源泉徴収された所得税が納め過ぎになっている場合には還付申告をすることがあります。「還付申告」は二月十四日（月）から町役場第二・三会議室に会場を設け受付けています。
早めに申告をして還付を受けるようにしてください。

町役場宿直員の募集

町では、宿直員を次のとおり募集します。

資格 概ね六十歳以下

業務内容 町役場の宿直

勤務時間 (原則として一日おきの勤務)

・宿直 午後五時十分～翌日の午前八時半

・日直 土・日曜日と祝日などは午前八時半～午後五時十五分

賃金 月額五千五百円

募集人員 一人

申し込み期限 二月十五日

(月) (郵送の場合も二月十五日に必着のこと。)

問い合わせ・申し込み 町役場総務課へ履歴書を提出してください。(☎654111)

1 ☎104 ☎2113

平成12年度 放送大学生募集

放送大学は、テレビ・ラジオを利用して大学教育を行っている、正規の通信制四年生大学です。

学生の種類

・全科履修生…四年生以上在学し卒業をめざす学生

・選科履修生…一年間特定のテーマを履修する学生

・科目履修生…六か月以上履修する学生

受付期限 二月十五日☎

問い合わせ 小野田市大学通二丁目 放送大学山口市学習センター(☎88-3020)

フリーダイヤル(☎0120-864-600)

県営住宅入居者募集

県では、県営住宅の入居者を次のとおり募集しています。

住宅名 平川(新築)

所在地 山口市大字吉田三〇八三

募集戸数(予定) 二十五戸(三LDK)

入居予定 四月上旬

家賃月額(予定) 二万七千五百円～六万三百円(駐車場使用月額千二百円)

申込資格 次の要件をすべて備えている人(外国人の入居を含む。)(①現に同居し、または同居しようとする親

族(内縁関係にある人および婚約者を含む。)のある人
②住宅に困っていることが明らかな人
③法で定める収入基準に該当している人
※現在、県外に住所または通勤先のある人も前記①～③までの要件を備えている人は、申込資格があります。

無料法律相談所を開設

町社会福祉協議会では、無料法律相談を開設します。

日時 一月二十五日☎

午後二時半～四時半

場所 町社会福祉センター

弁護士 県弁護士会法律相談センター 中山修身先生

問い合わせ・申し込み 町社会福祉協議会(☎654700 ☎4909)

※予約が必要です。

国民年金保険料の納付はお済みですか

納め忘れなどにより保険料を未納のままにしておくと、年金を受け取るのに必要な納付期間が不足し、将来年金が受け取れなくなる場合があります。年金を受け取れるようにするため、また、今まで納めた保険料をムダにしないため、国民年金の保険料は納付期限までに納めてください。



見直そうあなたの年金

保険料を納めた期間の差によって、こんなに違う年金額

65歳になったら…

老齢基礎年金

国民年金の保険料は、日本国内に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が納めることになっています。25年間保険料を納めると、老齢基礎年金を受け取ることはできますが、納付月数が違うと、受け取る年金額も違ってきます。

40年間、25年間保険料を納めた人などの例

(平成11年度の額)

40年間
納付

満額(最高額)……………804,200円

25年間
納付

$804,200円 \times \frac{25年 \times 12か月}{40年 \times 12か月} = 502,600円$

免除期間のある人の例
(25年納めても、受け取る年金額は違います)

25年間納付
15年間免除

$804,200円 \times \frac{25年 \times 12か月 + 15年 \times 12か月 \times \frac{1}{3}}{40年 \times 12か月} = 603,200円$

廃棄物焼却炉は設置の 届け出が必要に

ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い小型廃棄物焼却炉を設置する事業者は、一月十五日以降、次のとおり届出が必要になりました。

届出対象規模 火床面積（炉の床面積）が〇・五㎡以上または焼却能力が一時間当り五十kg以上の廃棄物焼却炉

問い合わせ 山口県宇部健康福祉センター 環境保全課 環境指導班（☎31-3200）

※なお、既設の小型廃棄物焼却炉については、二月十四日（月）までに届出が必要です。

二月一日～七日は 生活習慣病予防週間

個人の生活習慣は、病気の発症や進行に深く関わっており、その改善は病気の発症・進行の予防につながります。健康診査などで自分の健康状態を把握し、個々人に応じた健康づく

りに取り組みましょう。

生活習慣病予防のポイント

- ・ バランスのとれた食事
- ・ 適度な運動
- ・ 十分な休養

問い合わせ 町役場環境保健課保健衛生係（☎654111（内）151）（☎2122）

平成十二年度 「くらしの相談員」募集

県では、消費者啓発活動を効果的に推進するため、消費者の立場から協力していただく「くらしの相談員」を募集します。

資格 県内に在住の二十歳以上の人

締切 二月十日（木）まで

人員 七十五名（本町から一名以上）

役割 消費者からの苦情の受け付けなど、日常生活における消費者としての意見や情報の提供など。

任期 四月一日～平成十三年三月三十一日

謝礼等 一万八千円以内（年額）

※研修会などへの出席旅費な

どは県で負担します。

問い合わせ・申し込み 県

環境生活部県民生活課消費生活係（☎083-9333-2608）または町企画振興課商工観光係（☎654111（内）142）（☎2144）

県立盲学校 仮入学・入学検査

県立盲学校では、平成十二年度仮入学・入学検査を次のとおり行います。

日時 三月二日（木）
・ 高等部：午前八時～午後四時

・ 幼稚部・小学部・中学部：午前十時半～午後二時半

会場 山口県立盲学校

対象 まったく見えない人、矯正視力が03未満の人、視力以外の視機能障害が高度な人のうち、将来点字による教育が必要と認められる人

出願期間 二月一日～十日

出願先・問い合わせ （☎）下関市幡生町一丁目一二十二 山口県立盲学校（☎0832-3211431）

832-3211431

交通規制の変更について！



県道山口阿知須宇部線交差点改良工事のため、次のとおり通行規制を行いますので、ご協力をお願いします。なお、通行規制区間に関係のある人は、現場係員の指示に従ってください。

- **場所** 植松交差点（中尾漬物店付近）
- **期間** 3月31日まで
 - ① 国道190号線方面の区間（～2月29日）
 - ② 漁港方面の区間（～3月31日）
- **問い合わせ** 町建設課（☎4111）（☎234）（☎2121）

二〇〇〇年世界 農林業センサス実施

農林水産省では、二月一日現在で世界農林業センサスを実施します。この調査は、農林業の実態を明らかにし、国はもちろん各方面にわたり広く利用できる総合的な統計資料を得るために実施するものです。みなさまのご協力をお願いいたします。

問い合わせ 町企画振興課広報情報係（☎654111（内）143）（☎2144）

人の動き

住民登録

（平成11年12月31日現在）
人口……………8,721人
男……………4,080人
女……………4,641人
世帯……………2,959

12月の動き

（平成11年12月31日現在）
出生……………5人
死亡……………9人
転入……………15人
転出……………20人
前月との差引……—9人

平成7年国勢調査 ●人口…8,300人 ●世帯…2,585

義援金を 床上浸水世帯に配分

町では、台風十八号の義援金として昨年末、災害救助法の適用となった床上浸水世帯など二百八十世帯に、一世帯当たり一万七千百十円を配分しました。

これは、町内外のみなさんからの義援金二十三件、百四十四万四千八百円と、県共同

募金会からの本町への見舞金二百七十七万二千元。

また、県共同募金会と日赤山口支部に寄せられたものうち、本町への義援金分五十七万四千円を加えた合計四百七十九万八千円を配分した。被災者のみなさんの復旧を願ってやみません。

義援金寄付者は次のとおり。

(敬称略、順不同)

島原市長吉岡庭二郎、野村安弘、安部賢、河村幸子、阿

須共立病院理事長三好正之、秋芳町社会福祉協議会、小郡町職員ボランティア、菊川町社会福祉協議会、台風ボランティア活動阿知須本部、フラワーズ、山陽空調工業(株)代表浅田四郎、小郡町長宮本研道、末重栄、全国浄土宗青年会災害救援基金、山口県町村社会長江原清、(株)富士通中国システムズ山口営業所、阿知須町更生保護婦人会有志、阿知須町役場職員一同、松代道生、

山口県市町村災害基金組合、(社)山口県共同募金会、日赤山口支部、匿名(3名)以上ありがとうございました。

訂正とお詫び

広報あじす一月号十一ページ「よろこび・かなしみ」の村上和夫さんの年齢が九十二歳になっておりましたが、七十二歳の誤りでした。訂正してお詫びします。

も お も
よ し の

1月



- 23〔日〕…ファミリースキー教室(広島県 八幡高原 191スキー場/前4時半、町公民館前集合)
25〔火〕…外国語講座【英語】(公/後7時～)
26〔水〕…いきいきひろば(公/前10時～)、フッ素塗布(公/後1時半～)
27〔木〕…スポ少指導者育成母集団研修会(公/後7時～)
28〔金〕…パソコン教室(阿小/後7時～)
29〔土〕…人権学習シンポジウム(公/後2時～)



2月

- 2〔水〕…育児相談(役/前10時～)、外国語講座【英語】(公/後7時～)
3〔木〕…ひよこの会(公/前10時～)
4〔金〕…パソコン教室(阿小/後7時～)
6〔日〕…中国山口駅伝競走大会
7〔月〕…巡回図書(町内)
8〔火〕…健康相談(役/前10時～)、いきいき広場(社福セ/後1時半～)
9〔水〕…外国語講座【英語】(公/後7時～)
10〔木〕…パソコン教室(阿小/後7時～)

可燃ごみ(町内全域) 月・水・金

2 4 7 9 12 14 16
18 21 23 25 28

不燃ごみ(町内全域)

灰・ビン・ガラス類
(第1・3木曜日)

3 17

空缶・鉄類
(第2・4木曜日)

10 24

ごみの収集日

2

●ごみを出す時間

前日午後5時～当日午前7時30分

●町指定ごみ袋の販売先

町環境保健課・町商工会・フィッカルあじす 各地区環境衛生組合長宅・婦人会支部長(一部)宅等

●清掃センターへのごみの直接持ち込み

毎週月曜日～土曜日(祝祭日は出せません)
午前7時30分～正午/午後1時～2時